

第4次山形県消費者基本計画進捗状況一覧

| 施策の柱 | 基本的方向 | 個別施策 | 指標 | 目標 | 令和4年度の取組 | 令和4年度の取組状況(12月末現在) | 担当課 |
|-------------------------|-------------------------------|------------------------------|---|--|--|--|------------|
| | | | | 4年度 | | | |
| I 消費者被害の防止と救済 | 1 地域における相談体制の充実・強化 | (1) 消費生活相談員の資質向上及び人材の育成 | ①国等が開催する研修会への県内相談員の参加率 | 93% | ○国民生活センターとの共催研修を県庁講堂を会場に開催し、県内相談員の研修機会の確保を行う。 | ○国民生活センターとの共催研修を県庁講堂を会場に2回開催し、対象者に受講を呼びかけた。 ○受講料無料の案内があった研修について、県内相談員に受講を呼びかけた。 | 消費生活・地域安全課 |
| | | (2) 市町村の消費生活センター・相談窓口への支援強化 | ②巡回相談・OJT研修の実施市町村数 ※5年間で35市町村 | 7市町村 | ○市町村の消費生活センター・相談窓口に対し、県消費生活センター相談員が具体的な相談処理等について助言する巡回相談・OJT研修を7市町村に実施する。 | ○巡回相談・OJT研修等を、11市町で実施。市町村の現状把握、課題の共有を行い、県全体の相談体制の充実を図った。(巡回訪問:5市町、OJT研修:10市町(重複含む)) | |
| | | (3) 県の相談体制の充実 | - | - | ○県の電子申請システムを利用し、メールでの相談を受け付ける。 | ○令和4年10月3日から、Webフォームによる相談の受付を開始した。(12月末現在:受付件数 5件) | |
| | | (4) 消費生活センター・消費者ホットライン188の周知 | ③消費生活センターの認知度 | (R8)60% | ○消費生活センターニュースや市町村広報紙等でその存在や役割を広く県民に周知する。 ○公式SNS(ツイッター、フェイスブック、インスタグラム、ライン)において、消費生活センターニュースを発信する。 | ○消費生活センターニュース等で認知度向上を図った。 ○消費生活出前講座等の消費者と対面する機会を捉え、消費生活センターの役割周知を行った。 ○県政テレビ「やまがたサンデー5」で消費生活センターの役割と活用について広く周知を行った。 ○公式SNSにおいて、消費生活センターニュース5月～12月分を発信した。 | 消費生活・地域安全課 |
| | | (4) 消費生活センター・消費者ホットライン188の周知 | ④消費者ホットライン188の認知度 | (R8)25% | ○消費生活センターニュースや市町村広報紙等でその存在や役割を広く県民に周知する。 ○公式SNS(ツイッター、フェイスブック、インスタグラム、ライン)において、消費者ホットライン188を周知する。 | ○消費生活センターニュース等で認知度向上を図った。 ○消費生活出前講座等の消費者と対面する機会を捉え、消費者ホットラインの周知を行った。 ○県政テレビ「やまがたサンデー5」で消費者ホットラインの活用について広く周知を行った。 ○公式SNSにおいて、「消費者ホットライン188の日」の5月18日に消費者ホットライン188の存在について周知した。また、注意喚起情報等の発信時、消費者トラブルで困った際は消費者ホットラインを利用するよう随時呼びかけた。 | |
| | | (5) 住宅に関する相談対応及び情報提供 | - | - | ○山形県すまい情報センターにおいて住宅相談を行う。 ○また、同センターホームページに住まいに関する情報を掲載し、いつでも閲覧できるようにする。 | ○山形県すまい情報センターにおいて住宅相談を実施中。 ○また、同センターホームページに住まいに関する情報を掲載し、周知を行っている。 | 建築住宅課 |
| (6) 警察安全相談に係る関係機関との連携強化 | ⑤県民相談相互支援ネットワーク会議の開催数及びチラシの作成 | 1回 | ○県民相談相互支援ネットワーク会議の開催 令和4年7月、警察本部において「県民相談相互支援ネットワーク会議」を開催予定。(ただし、新型コロナウイルス感染状況の推移を見て、具体的開催時期、開催の可否を検討する。) ○県民相談相互支援ネットワーク広報用チラシの作成・配布 「県民相談相互支援ネットワーク」に参画する機関、団体を広く県民に知らせるため、関係機関・団体の相談窓口を掲載した広報用チラシ(A4)5,000部を作成するほか、チラシのPDFデータを山形県警察本部ホームページに掲出する。 | ○県民相談相互支援ネットワーク会議の開催 令和4年7月、警察本部において「県民相談相互支援ネットワーク会議」(国や県の16機関及び民間8団体が加盟)を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染状況を勘案し開催を中止した。 ○県民相談相互支援ネットワーク広報用チラシの作成・配布 「県民相談相互支援ネットワーク」に参画する機関、団体を広く県民に知らせるため、関係機関・団体の相談窓口を掲載した広報用チラシ(A4)5,000部を作成したほか、チラシのPDFデータを山形県警察本部ホームページに掲出した。 | 広報相談課(県警) | | |

第4次山形県消費者基本計画進捗状況一覧

| 施策の柱 | 基本的方向 | 個別施策 | 指標 | 目標 | 令和4年度の取組 | 令和4年度の取組状況(12月末現在) | 担当課 | |
|------------------|----------------------|-----------------------------|-----------------------|-----|---|---|------------|-----------|
| | | | | 4年度 | | | | |
| I 消費者被害の防止と救済 | 2 消費者と事業者との取引の適正化 | (1) 消費者トラブルに関する注意喚起 | ①消費者トラブルに関する注意喚起情報発出数 | 10件 | ○消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、短期間に相談件数が急増している事案等について県独自の注意喚起情報を作成する。 ○各市町村、関係機関に周知依頼の他、各種SNS活用した効果的な周知を図る。 | ○県内で急増する消費者トラブルについて、県独自の注意喚起チラシを9件作成し、関係機関に周知を依頼した。 ○作成した注意喚起チラシ等は、各種SNSを活用し周知を行った。(22件) | 消費生活・地域安全課 | |
| | | (2) 適格消費者団体との連携 | - | - | ○県内の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、適格消費者団体と情報交換を行う。 | ○東北地域唯一の適格消費者団体である「ネットとうほく」と情報交換の場を設け、最近の消費者トラブルに関する情報共有を行った。(R5.12.20実施) | | |
| | | (3) 悪質な事業者に対する指導及び行政処分 | - | - | ○法令違反の疑いのある事業者に対しては、速やかに指導を行っていく。 | ○景品表示法違反の疑いがある事業者に対し、1件の行政指導を行った。 ○特定商取引法に係る行政処分及び行政指導に至った案件はなかったが、随時県警本部等関係機関と情報共有を行っている。 | | |
| | | (4) 事業者等の法令遵守の意識醸成 | - | - | ○事業者訪問時に、相談事例を情報提供し、問題点等の改善を促す。 | ○事業者訪問時に相談事例を情報提供し、問題点等の改善を促した。(訪問事業者:30社(電話対応を含む)) | | |
| | | (5) 悪質商法による被害防止のための関係機関との連携 | - | - | ○「山形県消費者被害防止連絡会議」を開催し、悪質な事業者や問題となる商法等の情報について、警察本部との間で、情報交換を行い、情報共有を図る。 | ○令和5年2月に「山形県消費者被害防止連絡会議」を開催し、悪質な事業者や問題となる商法等の情報について、警察本部との間で情報交換を行い、情報共有を図る予定。 | 商業振興・経営支援課 | |
| | | (6) 貸金業に関する適切な指導・監督 | - | - | ○貸金業者への適切な指導・監督を実施するほか、必要に応じて立入検査を実施する。 成年年齢引下げに伴う若年者向け貸付について、消費者向けに金銭貸付けを行う業者に対して定期的な確認と、必要に応じてモニタリングを実施する。 | ○12月末時点で貸金業者に対する立入検査は実施していない。(基本的に隔年実施であり、貸金業者に対する苦情等もないため。) ○消費者向けに金銭貸付けを行う業者に対して、月1回若年者向け貸付に関する確認を実施している。 | | |
| | | (7) 生活経済関係法令に係る違反の取締り強化 | - | - | ○警察安全相談を端緒とした悪質業者及びヤミ金融業者等による違反取締りを強化。併せて、犯罪助長ツール対策の推進を図る。 | ○悪質訪問購入業者による特商法違反事件(1件)、ヤミ金融業者による出資法違反事件(2件)の取締りを実施した。 ○県消費生活センターと情報共有等の連携対応を行った。 ○ヤミ金融事犯において、口座凍結やレンタル携帯電話の解約要請など犯行助長ツールの無力化、被害拡大防止を図った。 | | 生活環境課(県警) |
| | | (8) 個人情報保護の推進 | - | - | ○引き続き、各種研修会を実施する。 4.15、4.22 新規採用職員研修講義 6.14 消防学校初任科講義 7月中 職員向け情報公開・個人情報保護制度研修会(オンライン研修予定) | ○昨年度に引き続き、各種研修会を実施した。 4.15、4.22 新規採用職員研修講義 6.14 消防学校初任科講義 10.25 職員向け情報公開・個人情報保護制度研修会(Zoomによるオンライン研修) | | 学事文書課 |

第4次山形県消費者基本計画進捗状況一覧

| 施策の柱 | 基本的方向 | 個別施策 | 指標 | 目標 | 令和4年度の取組 | 令和4年度の取組状況(12月末現在) | 担当課 |
|------------------|------------------------|----------------------------------|---------------------------------|-----|--|--|-------------|
| | | | | 4年度 | | | |
| I 消費者被害の防止と救済 | 3 高齢者・若年者・障がい者等への支援 | (1) 高齢者等の見守りネットワーク構築の促進 | ①高齢者等の見守りネットワーク設置市町村の県内人口カバー率 | 30% | ○市町村における「消費者安全確保地域協議会」の設置促進や円滑な運営を支援し、相互連携を図るため、(仮称)「山形県消費者安全確保地域協議会」を設置する。 | ○「山形県消費者安全確保地域協議会」設置に向け、令和4年5月、8月、令和5年1月に「(仮称)山形県消費者安全確保地域協議会設立準備委員会」を開催。 ○令和5年3月に(仮称)「山形県消費者安全確保地域協議会」を設置予定。 | 消費生活・地域安全課 |
| | | (2) 各種媒体を活用した消費者トラブル未然防止のための情報発信 | - | - | ○消費生活センターニュースや広報紙、啓発動画など様々な媒体を活用した情報発信を行う。また、受け手側の年代や特性に配慮し、各種SNSを活用した効果的な情報周知を行い、消費者トラブルの未然防止を図る。 ○公式SNS(ツイッター、フェイスブック、インスタグラム、ライン)を開設し、注意喚起情報を発信する。 | ○消費生活センターニュース等を活用し、県内で被害拡大が懸念される消費者トラブルについて情報発信を行った。 ○消費生活出前講座において受講者の特性に応じ、懸念される消費者トラブルを啓発している。 ○4月に公式SNSを4種類(ツイッター・フェイスブック・インスタグラム・ライン)を開設し、延べ162回(各SNSで同様の内容の投稿含む)の投稿を行い、SNS利用者に対する効果的な情報周知を行った。 ○公式SNSにおいて、22件の注意喚起情報を発信した。 | |
| | | (3) 成年年齢引下げに対応した若年者への情報発信 | - | - | ○県HPの「18歳から大人」のページで若年者向け消費者トラブルの注意喚起情報を発信する。 ○公式SNS(ツイッター、フェイスブック、インスタグラム、ライン)を開設し、若年者向けの注意喚起情報を発信する。 | ○県HPの「18歳から大人」のページにおいて、消費生活センターに実際あった若年者からの相談事例について、注意喚起をタイムリーに発信している。 ○公式SNSにおいて、若年者に多いインターネット通販や副業等に関連する注意喚起を約10件発信した。 | |
| | | (4) 障がい者等の消費者教育の実施 | - | - | ○障がい者向けの消費者教材(DVD)を作成し、関係団体に周知して啓発を図る。 | ○事業者へDVDの作成を委託し、R5.2月にDVDが完成予定である。完成後は関係団体に利用の周知を図る予定。 | |
| | | (5) 地域包括ケア総合推進センターによる移動法律相談の実施 | ②地域包括ケア総合推進センターによる移動法律相談会開催の地域数 | 8地区 | ○令和3年度に引き続き、県内各地域において移動法律相談会を開催する。 | ○県内8地区において、31回の移動法律相談会を実施した。 | 高齢者支援課 |
| | | (6) 成年後見制度の利用支援 | - | - | ○令和3年度に引き続き、市町村職員及び市町村社会福祉協議会職員等を対象とした研修会を実施する。 | ○市町村職員及び市町村社会福祉協議会職員等を対象とした研修会を実施し、52名が参加した。 | |
| | | (7) 福祉サービス利用援助事業の推進 | - | - | ○県内社会福祉協議会において、判断能力が十分でないため自らの判断で適切なサービスを選ぶことができない方々が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスを利用する際の支援や利用料の支払い、日常的な金銭管理の支援をする「福祉サービス利用援助事業」を引き続き実施する。 | ○「福祉サービス利用援助事業」11月末現在の実施状況 ・相談件数 11,293件 ・契約締結件数 187件 | 地域福祉推進課 |
| | | (8) 特殊詐欺被害防止対策の推進 | - | - | ○特殊詐欺の発生状況や被害防止対策等を「やまがた110ネットワーク」で積極的に情報発信する。 ○著名人を起用した特殊詐欺の広報啓発ポスター及びチラシを制作・活用した広報啓発活動を行う。 | ○特殊詐欺発生情報を70件発信 ○ポスター及びチラシを制作・活用した広報啓発活動は、年度内の実施に向けて制作発表会の開催方法等を検討中 | 生活安全企画課(県警) |

第4次山形県消費者基本計画進捗状況一覧

| 施策の柱 | 基本的方向 | 個別施策 | 指標 | 目標 | 令和4年度の取組 | 令和4年度の取組状況(12月末現在) | 担当課 |
|------------------|----------------|------------------------------------|-----------------------------------|-----|---|--|------------|
| | | | | 4年度 | | | |
| I 消費者被害の防止と救済 | 4 多重債務対策の推進 | (1) 多重債務問題に関わる関係機関との連携促進 | ①多重債務者対策協議会の開催回数 | 1回 | ○多重債務者対策協議会を年1回以上開催する。(8月下旬～9月上旬予定) | ○令和4年9月1日に、協議会を開催。活動計画や課題などについて協議し、関係機関との連携を図った。 | 消費生活・地域安全課 |
| | | (2) 無料法律相談会による多重債務者支援 | ②多重債務者相談強化キャンペーン中の無料法律相談会における相談件数 | 16件 | ○多重債務者相談強化キャンペーン中の11月下旬～12月上旬に多重債務に関する無料法律相談会を設定し、各種広報媒体を活用した相談会の周知により、潜在的な相談者の掘り起こしを行う。 | ○令和4年11月25日～12月2日の8日間において、県内17箇所で開催。○県政広報番組「やまがたサンデー5」の県からのお知らせコーナー及び公式SNS(ツイッター、フェイスブック)、県HPにおいて相談会の周知を行った。 | |
| | | (3) 相談の技術向上のための研修機会の提供 | - | - | ○多重債務相談市町村等担当者研修会を山形財務事務所と共催し、年1回以上開催する。 | ○令和4年11月2日に、多重債務相談市町村等担当者研修会を山形財務事務所と共催し、多重債務・生活困窮者への相談対応について、市町村相談員の認識向上を図った。 | |
| | | (4) 多重債務の原因となるギャンブル等依存症に関する支援体制の強化 | - | - | ○ギャンブル等依存症問題啓発週間などの機会を通じた正しい知識の普及啓発と、精神保健福祉センターや各保健所における相談窓口の設置。 | ○ギャンブル等依存症問題啓発週間に合わせ、県SNSや県民のあゆみで正しい知識や相談窓口について周知を図るとともにポスターやリーフレットを関係機関に配布した。また、精神保健福祉センターや保健所において、相談に対応している。 | 障がい福祉課 |
| | | (5) 貸金業に関する適切な指導・監督(再掲) | - | - | ○貸金業者への適切な指導・監督を実施するほか、必要に応じて立入検査を実施する。成年年齢引下げに伴う若年者向け貸付について、消費者向けに金銭貸付けを行う業者に対して定期的な確認と、必要に応じてモニタリングを実施する。 | ○12月末時点で貸金業者に対する立入検査は実施していない。(基本的に隔年実施であり、貸金業者に対する苦情等もないため。)○消費者向けに金銭貸付けを行う業者に対して、月1回若年者向け貸付に関する確認を実施している。 | 商業振興・経営支援課 |

第4次山形県消費者基本計画進捗状況一覧

| 施策の柱 | 基本的方向 | 個別施策 | 指標 | 目標 | 令和4年度の取組 | 令和4年度の取組状況(12月末現在) | 担当課 | |
|--------------------|--------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|-----|---|---|--|------------|
| | | | | 4年度 | | | | |
| II 主体性のある消費者の育成 | 1 ライフステージに応じた消費者教育の充実 | (1) 学校における消費者教育の推進 | | | | | | |
| | | ① 学習指導要領に基づいた消費生活に係る学習の履修 | - | - | ○各私立高等学校に対し、学習指導要領の趣旨等の周知を図る。 | ○文部科学省からの学習指導要領等に関する通知等により、各私立高等学校に対し周知を行った。 | 学事文書課 | |
| | | | - | - | ○国及び県における消費者教育に関する周知協力に対応する。 | ○学習指導要領に基づいた消費者教育の推進等に関して、県教育課程推進協議会および地区別協議会を通して、各学校に周知し、主旨理解等を図った。 | 義務教育課 | |
| | | | - | - | ○現代社会、職業・家庭科、総合的な探究の時間、生活単元学習等において、一人一人の課題に応じた消費生活に係る学習を取り上げる。 | ○現代社会、職業・家庭科、総合的な探究の時間、生活単元学習等において消費生活に係る学習を取り上げ、出前講座等を活用し一人一人の課題に応じて学習した。 | 特別支援教育課 | |
| | | | - | - | ○令和4年度入学生から新学習指導要領が学年進行で実施されているが、高等学校では平成30年度以降の入学生は、共通教科「家庭」において、「契約の重要性」及び「消費者保護の仕組み」に関する規定の事項について、1, 2年のうちに学習している。 | ○令和4年度入学生から新学習指導要領が学年進行で実施されているが、高等学校では平成30年度以降の入学生は、共通教科「家庭」において、「契約の重要性」及び「消費者保護の仕組み」に関する規定の事項について、1, 2年のうちに学習している。 | 高校教育課 | |
| | | ② 学校等教育における出前講座・弁護士による消費生活法律授業の実施 | ①学校等教育における出前講座及び弁護士による法律授業の実施件数 | 36件 | | ○学校関係等に出前講座のPRを行う。 ○全高等学校(特別支援・養護学校含む)に対しアンケート調査を行い、学校訪問を行う。 ○弁護士による消費生活法律授業を8回実施する。 | ○各大学・短大・専修学校に対し庁内関係各課を經由して出前講座の周知依頼文書を送付した。 ○全高等学校に対し消費者教育に関するアンケート調査を行った。 学校訪問実績 村山:8、庄内:2、置賜:3、最上:8 ○出前講座実施件数:23件、 ①幼児期(園児含む):0件 ②学校期:小学生3件、中学生0件、高校生(高等養護学校含む)14件 ③若者期(大学、短大、専門学校)6件 ○弁護士による消費生活法律授業:6校実施。令和5年2月に2校実施予定。 | 消費生活・地域安全課 |
| | | | | | | ○消費生活・地域安全課からの依頼を受け、各私立高等学校に対し「消費生活出前講座」を周知し、積極的な活用を依頼する。 | ○消費生活・地域安全課からの依頼を受け、各私立高等学校に対し「消費生活出前講座」を周知し、積極的な活用を依頼した。 | 学事文書課 |
| | | | | | | ○消費生活・地域安全課からの要請に基づき、幼稚園や保育所等に対し、「消費生活出前講座」の周知と活用を実施。 | ○令和5年1月中旬の消費生活・地域安全課からの依頼に基づき、1/18に幼稚園や保育所等に対し、「消費生活出前講座」を周知し、活用を促した。 | 子ども保育支援課 |
| | | | | | | ○国及び県における消費者教育に関する周知協力に対応する。 | ○国の「消費者教育フェスタの開催」及び「全国消費者フォーラムの開催」、消費生活・地域安全課、消費生活センターの「消費生活出前講座」の活用について、各教育事務所、各市町村教育委員会を通して各学校に周知した。 | 義務教育課 |
| | | | | | | ○「消費生活出前講座」の活用について、特別支援学校に周知する。 | ○「消費生活出前講座」の活用について、特別支援学校に周知した。 | 特別支援教育課 |
| | | | | | | ○「消費生活出前講座」「弁護士による消費生活法律授業」の学校への周知と積極的な活用を依頼するなど、消費生活・地域安全課と連携しながら、消費者教育の充実に取り組む。 | ○「消費生活出前講座」「弁護士による消費生活法律授業」の学校への周知と積極的な活用を依頼するなど、消費生活・地域安全課と連携しながら、消費者教育の充実に取り組んだ。 | 高校教育課 |

第4次山形県消費者基本計画進捗状況一覧

| 施策の柱 | 基本的方向 | 個別施策 | 指標 | 目標 | 令和4年度の取組 | 令和4年度の取組状況(12月末現在) | 担当課 |
|------|-------|-----------------------------|-------------------------------|-----|--|--|------------|
| | | | | 4年度 | | | |
| | | ③ 成年年齢引下げに対応した出前講座の実施 | ②出前講座(高校3年生対象) ※5年間で50校の実施 | 10校 | ○成年年齢引下げに伴い、消費者トラブルの増加が懸念される高校3年生を対象に年間10校で出前講座を実施する。 | ○令和4年12月末現在、高校3年生を対象にした出前講座を、11件実施した。(特別支援学校含む) | 消費生活・地域安全課 |
| | | ④ 高校生のための消費者教材「社会への扉」等の活用促進 | - | - | ○自立した消費者の育成を目指し、「社会への扉」等の授業実践で活用できる消費者教材について、活用促進を行う。 | ○改訂された「社会への扉」の活用を周知するとともに、授業において活用できる消費者教材チラシについて、作成する予定である。 | 消費生活・地域安全課 |
| | | | - | - | ○各私立高等学校に対し「社会への扉」を活用した消費者教育の推進を依頼する。 | ○各私立高等学校に対し「社会への扉」を活用した消費者教育の推進を依頼した。 | 学事文書課 |
| | | | - | - | ○「社会への扉」などを配付し、活用に関して周知する。 | ○「社会への扉」やその改訂について配付周知し、活用できるようにした。 | 特別支援教育課 |
| | | | - | - | ○消費者教育教材「社会への扉」等を活用した授業実践の推進に努める。 | ○消費者教育教材「社会への扉」等を活用した授業実践の推進に努めた。 | 高校教育課 |
| | | ⑤ 各種媒体を活用した消費者教育のための情報周知 | - | - | ○消費生活センターニュースや広報紙などで情報周知の強化を図る。また、受け手側の年代や特性に配慮した情報周知を行う。 ○公式SNS(ツイッター、フェイスブック、インスタグラム、ライン)を開設し、消費者行政施策やイベントの情報を発信する。 | ○消費生活センターニュース等を活用し、県内で被害拡大が懸念される消費者トラブルについて情報発信を行った。 ○消費生活出前講座において受講者の特性に応じ、懸念される消費者トラブルを啓発している。 ○4月に公式SNSを4種類(ツイッター・フェイスブック・インスタグラム・ライン)開設し、延べ162回(各SNSで同様の内容の投稿含む)の投稿を行い、SNS利用者に対する効果的な情報周知を行った。 ○公式SNSにおいて、施策情報を20件、イベント情報を4件発信した。 | 消費生活・地域安全課 |

第4次山形県消費者基本計画進捗状況一覧

| 施策の柱 | 基本的方向 | 個別施策 | 指標 | 目標 | 令和4年度の取組 | 令和4年度の取組状況(12月末現在) | 担当課 |
|--------------------|--------------------------|--------------------------------------|---------------------|------|--|--|------------|
| | | | | 4年度 | | | |
| II 主体性のある消費者の育成 | 1 ライフステージに応じた消費者教育の充実 | (2) 地域における消費者教育の推進 | | | | | |
| | | ① ライフステージに応じた出前講座の実施(若年期、成年期、高齢期) | ③地域における出前講座の実施件数 | 135件 | <p>○庁内関係各課を經由して、若年者、一般、高齢者等(公民館、社会福祉協議会・地域包括支援センター等)に、出前講座のPRを行う。</p> <p>○消費生活・地域安全課からの出前講座等に係る周知依頼を受け、各青少年指導センターの青少年推進員等への周知のほか、若者向け情報サイト「やまがたおこしあいネット」や当課所管の若者相談支援拠点における利用者を対象とした周知を行う。</p> <p>○消費生活・地域安全課からの依頼を受け、県老人クラブ連合会に対し、「消費生活出前講座」を周知し、活用を依頼する。</p> <p>○障害福祉サービス事業所に対する出前講座等に係る周知の実施。</p> <p>○令和3年度の市町村における社会教育事業等の実施状況について調査を行い、各市町村における消費者教育にかかる取組状況を把握する。</p> | <p>○R4.6.1生涯教育・学習振興課、高齢者支援課、R4.7.1商業振興・経営支援課を經由し周知依頼文書を送付した。</p> <p>○R5.1月義務教育課及び子ども保育支援課を經由し、周知依頼文書を送付した。</p> <p>○出前講座実施件数:81件</p> <p>①若年期(大学、短大、専門学校以外):0件</p> <p>②成人期:勤労者0件、一般消費者7件(うち2件障がい者)、地域指導者等:14件 ③高齢期:60件</p> <p>○消費生活・地域安全課からの出前講座等に係る周知文を各青少年指導センターの青少年推進員等に送付したほか、若者向け情報サイト「やまがたおこしあいネット」や当課所管の若者相談支援拠点における利用者を対象とした周知を実施。</p> <p>○一般社団法人山形県老人クラブ連合会が開催する老人クラブ地区連絡協議会において、消費生活出前講座を活用した。開催した地域は5地区(村山3地区、置賜、庄内)、延べ参加者数は91名。1月に最上地区で開催予定。</p> <p>○消費生活・地域安全課から出前講座等に係る周知依頼を受け、就労系障害福祉サービス事業所(就労継続支援A型及びB型、就労移行支援)に周知を行った。</p> <p>○令和3年度の社会教育事業等実施状況について調査(公民館等での事業実施状況) 10件(成人対象)</p> | 消費生活・地域安全課 |
| | | ② 市町村における講習等(出前講座含む)の実施支援 | ④市町村における講習等の実施市町村割合 | 60% | <p>○市町村における出前講座実施率向上のため、県との共催開催の出前講座を実施する。また、講座で活用できる教材の紹介を行う。</p> <p>○令和3年度の市町村における社会教育事業等の実施状況について調査を行い、各市町村における消費者教育にかかる取組状況を把握する。</p> | <p>○消費生活に関する講座を実施していない4町村と共催し、講座を開催した。(令和2年度現況調査における講座等の実施を行っていない町村を選定。河北町、朝日町、鮭川村、庄内町と共催)</p> <p>○令和3年度の社会教育事業等実施状況について調査(公民館等での事業実施状況) 17%(6市町村) ※山形市、南陽市、長井市、白鷹町、酒田市、庄内町</p> | 消費生活・地域安全課 |
| | | ③ 若年者による若年者のための消費者教育事業への支援 | - | - | <p>○『自分で考え、選択、行動できる「自立した消費者」』を育てることを目的に、大学をオンラインで結び、若年者のための消費生活養成講座を実施する。</p> <p>○若年者(学生目線)の意見を取り入れた啓発ポスターを作成し、県内各大学、高校等に掲示し、若年者を狙った消費者トラブルの未然防止を行う。</p> | <p>○県内大学生等を対象にした「自立した消費者」になるための養成講座「山形県であった実例消費者トラブルとその対処法」を開催。山形大学をメイン会場とし、zoomによるオンライン中継によって、サテライト会場(県立保健医療大学・東北公益文科大学)を結んだオンライン講座(参集型)を実施。</p> <p>・日時:令和4年6月29日(水)15:00~16:00</p> <p>・参加者:山形大学・山形県立保健医療大学・東北公益文科大学の学生(275名)</p> <p>○高校生等向けに、上記養成講座に参加した学生の意見を取り入れた、若年者による「若年者のための消費者被害防止啓発ポスター」を作成。県内各大学、高校等に配布し、成年年齢引下げに伴う若年者を狙った消費者トラブルの未然防止を図った。(令和4年11月30日)。</p> | 消費生活・地域安全課 |

第4次山形県消費者基本計画進捗状況一覧

| 施策の柱 | 基本的方向 | 個別施策 | 指標 | 目標 | 令和4年度の取組 | 令和4年度の取組状況(12月末現在) | 担当課 |
|------|-------|----------------------|----|-----|--|--|-----|
| | | | | 4年度 | | | |
| | | ④ 障がい者等の消費者教育の実施(再掲) | - | - | ○障がい者向けの消費者教材(DVD)を作成し、関係団体に周知して啓発を図る。 | ○事業者にDVDの作成を委託し、R5.2月にDVDが完成予定である。完成後は関係団体に利用の周知を図る予定。 | |

第4次山形県消費者基本計画進捗状況一覧

| 施策の柱 | 基本的方向 | 個別施策 | 指標 | 目標 | 令和4年度の取組 | 令和4年度の取組状況(12月末現在) | 担当課 |
|-------------------------------|-----------------------------|----------------------------------|---|---|---|---|------------|
| | | | | 4年度 | | | |
| II 主体性のある消費者の育成 | 2 消費者教育の担い手の育成と多様な主体との連携 | (1) 消費生活サポーター制度の強化 | ①消費生活サポーターの人数 | 190人 | ○地域における消費者教育の担い手となる消費生活サポーターの募集を引き続き行う。あわせて、若年者への普及活動の推進に資するため、大学生等の消費生活サポーター募集を行う。 | ○12月末実績:107名(内新規委嘱者16名、団体1団体)うち、大学生等の消費生活サポーター6名 | 消費生活・地域安全課 |
| | | | ②消費生活サポーターの団体数 | 2団体 | ○幅広い団体の参画による啓発活動を推進するため、事業者等による消費生活サポーターを募集する。 | ○登録団体:1団体 | |
| | | | ③消費生活サポーター等研修会への参加人数 | 140人 | ○消費者問題に関し知識を深めるため、各地域において研修会を開催する。積極的な参加となるよう声掛けを行う。 | ○新規及び継続サポーターを対象に研修会を実施した。(11名参加) ○県4センターにおいて各1回研修会を実施し、消費生活サポーターや福祉関係者等に見守りのポイント等の研修を行った。(村山:11/2 34名、置賜:11/8 26名、庄内:10/28 29名、最上:10/12 15名) | |
| | | (2) 消費者教育コーディネーターによる消費者教育推進体制の構築 | - | - | ○消費者教育コーディネーターが中心となり、高等学校等に対し、消費者教育に関するアンケート調査や学校訪問によりニーズを把握するとともに、外部講師の紹介・調整、授業案作成等の支援を行う。 | ○各大学・短大・専修学校に対し庁内関係各課を經由して消費生活出前講座の周知依頼文書を送付した。 ○消費者教育コーディネーターが中心となり、高等学校等に対する消費者教育に関するアンケート調査を7月～8月に実施した。アンケート調査結果をもとに、11月からは学校訪問を行い、より詳細なニーズを把握するとともに、外部講師の活用も含めた各種講座の紹介等を行った。(学校訪問実績 村山:8、庄内:2、置賜:3、最上:8) | |
| | | (3) 市町村相談員等との連携による消費者教育の推進 | ④市町村とタイアップした出前講座数 | 4回 | ○地域における消費者啓発を行うとともに、市町村相談員等のスキルアップを図るため、県とタイアップした出前講座を実施する。 | ○消費生活に関する講座を実施していない4町村と共催し、講座を開催した。(令和2年度現況調査における講座等の実施を行っていない町村を選定。河北町、朝日町、鮭川村、庄内町と共催) | |
| | | (4) 教職員の消費者教育の指導力向上 | ⑤教職員向け消費者教育情報の提供回数 | 2回 | ○消費者教育や消費者トラブルに関する情報について、教職員向けに情報提供を行う。 ○成年年齢引下げに伴い、若年者の消費者トラブルを防止するため、教職員向けの出前講座を実施する。 | ○教員向けに悪質商法に係る注意喚起情報を提供予定(R5.3月) ○教員向け出前講座の実施(1回) | |
| | | (5) 山形県金融広報委員会との連携 | - | - | ○県民向け講座を共催で実施し、消費者教育の推進を図る。 | ○金融教育に関する講座等、6回の共催を行った。 | |
| | | (6) 消費者団体等多様な主体との連携 | - | - | ○団体の消費生活サポーターに消費者教育について情報発信を行う。 ○事業者団体と連携し、消費者教育を推進する。 | ○消費生活サポーターに登録した団体と連携し、県内イベントに出展し消費者教育を行った。(2回) ○令和4年12月20日に弁護士会と連携し、複雑化・多様化する消費生活相談を適格かつ迅速に対応するため、消費生活相談事例検討会を開催した。 | |
| | | (7) 地域包括支援センターによる消費者被害の防止 | ⑥地域包括支援センターによる消費者被害の防止に関する研修会の実施回数 | 1回 | ○上半期に実施する新任職員向けの研修で、消費者被害の背景の理解について講義を実施する。 | ○地域包括支援センターの新任職員を対象とした研修を実施し、56名が参加した。 | |
| (8) 障害福祉サービス事業所の従事者への消費者教育の実施 | ⑦障害福祉サービス事業所従業者に対する研修会の実施件数 | 2件 | ○障害福祉サービス事業所従業者に対する研修実施時に、消費者教育に関する説明の時間の設定 | ○障害福祉サービス事業所従事者に対する研修実施時に、消費者教育に関する説明の時間を設け、障がい者に対する消費者教育の啓発を行った。 | 障がい福祉課 | | |

第4次山形県消費者基本計画進捗状況一覧

| 施策の柱 | 基本的方向 | 個別施策 | 指標 | 目標 | 令和4年度の取組 | 令和4年度の取組状況(12月末現在) | 担当課 |
|------|-------|----------------------------|----|-----|--|---|---------|
| | | | | 4年度 | | | |
| | | (9) 食の安全・安心確保に関する出張セミナーの実施 | - | - | ○消費者や団体等が開催する食の安全・安心に関する研修会に職員を講師として派遣する出張セミナーを継続して実施する。 | ○出張セミナーのテーマ一覧表を作成し、県のホームページで公開。随時、申込みを受け、関係各課から職員を派遣し、県内各地で出前講座を実施している。 | 食品安全衛生課 |

第4次山形県消費者基本計画進捗状況一覧

| 施策の柱 | 基本的方向 | 個別施策 | 指標 | 目標 | 令和4年度の取組 | 令和4年度の取組状況(12月末現在) | 担当課 |
|--------------------|--------------------------|---|---------------------|------------|---|--|------------|
| | | | | 4年度 | | | |
| II 主体性のある消費者の育成 | 3 持続可能な社会を目指した消費行動の推進 | (1) エシカル消費の普及啓発 | ①エシカル消費の認知度 | (R8) 20% | ○県ホームページに「エシカル消費のへや」の個別ページを開設し、エシカル消費に取り組む事業者の紹介を行う。また、イベント等でエシカル消費の普及啓発を図る。 | ○県ホームページに個別ページを設け、エシカル消費に取り組む21団体を掲載。 ○県内イベントに出展し、エシカル消費の普及啓発を行った。(出展回数:4回) ○全戸配布の県広報誌「県民のあゆみ1月号」にエシカル消費に関する特集記事(カラー2ページ)を掲載するとともに、県政テレビ「いき☆いきやまがた(30分番組)」(1月に県内民放4局で1回ずつ放送)においてエシカル消費に関する特集番組を放送し、普及啓発を図った。 ○生命保険会社やコンビニなどの民間企業と連携し、エシカル消費に関するポスター掲示やチラシ配布などを行った。 | 消費生活・地域安全課 |
| | | (2) 環境問題を「自分ごと」として捉えるための意識改革・行動変容の促進、県民総ぐるみによる運動の展開 | ②環境学習・環境保全活動への参加者数 | (R6) 190千人 | ○学校や家庭、地域、職場等、様々な場面における県民の環境意識の醸成や環境教育の推進を図っていく。 | ○学校や家庭、地域、職場等において様々な環境教育、環境保全活動などの体験活動機会の提供などを実施。 ・環境教室の実施(延べ124団体・3,681名参加) ・水生生物調査(60団体・1,395名参加) ・環境アドバイザー派遣(16件・398名参加) ・地球温暖化防止活動推進員派遣(12件・357名参加) | 環境企画課 |
| | | (3) プラスチックごみ削減及び分別・リサイクルの推進 | ③家庭系ごみの排出量(1人1日当たり) | (R7) 440g | ○「ごみゼロやまがた県民運動」の展開 ○「ごみゼロやまがた推進BOOK」の作成 ○「やまがた環境展」の開催 ○専用ウェブページ及び県SNS等での情報発信 | ○ごみゼロやまがた推進県民会議の今年度の県民運動展開方針(家庭編)にマイバッグ持参や詰め替え商品の利用、水筒・マイボトル活用を盛り込み、県民会議構成団体を通して傘下の会員等への周知を行った。 ○ごみ削減啓発リーフレット「ごみゼロやまがた推進BOOK」に「使い捨てプラスチックの使用を控えること」等プラごみ削減について掲載し、県HP掲載とともに、市町村等に配布した。 ○令和4年の「やまがた環境展」は、3年ぶりの対面式(リアル)で10月15日(土)及び10月16日(日)の2日間開催。来場者は10,038人であり、このほか、一部ブースの取材動画を公開して、オンラインでの配信を実施しており、キーワードクイズを2/28まで実施。 ○リサイクルに関する専用HP「みんなで推進リサイクル！」を開設し、リサイクルの現状や必要性等について周知(随時更新中)。 | 循環型社会推進課 |
| | | (4) 食品ロスの削減の推進 | | | ○もったいない山形協力店と連携したテイクアウトボックスの本格展開 ○「高校生環境にやさしい料理レシピコンテスト」の実施 ○食品小売店での「てまえどり」の啓発 ○フードドライブ研修会等の実施 | ○外食時に余った料理を持ち帰ってもらう「テイクアウトボックス」を作成し、「もったいない山形協力店」72店舗に配布し、普及啓発を図った。 ○「てまえどり」の普及啓発のため、「てまえどり」POPを作成し、希望するスーパー・コンビニ等722店舗に配布し、普及啓発を図った。 ○「もったいない山形協力店」は4月～12月で586店舗増加し、1,019店舗となった。 ○「高校生環境にやさしい料理レシピコンテスト」では42点の応募があり、人気投票を経て8点のグランプリ等を決定した。 ○フードドライブの研修会を委託して行い、県内4地域で、11回の研修会(座学8回、実地3回)のほか、リサイクル認定製品展示会と同時開催でのフードドライブ展示会及びミニ講演会(2回)を実施した。 | 循環型社会推進課 |

第4次山形県消費者基本計画進捗状況一覧

| 施策の柱 | 基本的方向 | 個別施策 | 指標 | 目標 | 令和4年度の取組 | 令和4年度の取組状況(12月末現在) | 担当課 |
|------|-------|------------------------------|----|-----|--|---|----------|
| | | | | 4年度 | | | |
| | | (5) 山形県産品愛用運動の普及啓発 | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページやSNSを活用し、県産品に関するイベント情報や山形県産品愛用運動に登録している製造企業・協力店等について情報発信を行う。 ○山形県観光物産市や「日本一美酒県山形」フェア等の県内イベントにおいて、普及啓発活動を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ○SNSを活用し、県産品に関するイベント情報や山形県産品愛用運動に登録している製造企業・協力店等の情報を56回発信した。 ○山形県観光物産市(8/4)への出展、「日本一美酒県山形」フェアと連携したプレゼントキャンペーンの実施(9/23、24)、県内工芸品等を集めた「いいもの山形展」の開催(12/10、11)により、当運動の普及啓発を行った。 | 県産品流通戦略課 |
| | | (6) 食育・地産地消の普及啓発 | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ○市町村や食育関係団体と連携した「食育県民大会」の開催 ○農林水産省が定める6月の「食育月間」における食育・地産地消に関する普及啓発 ○県内大学生が作成した、地場産物を使用したレシピ動画の紹介などによる若い世代に向けた地産地消の情報発信 ○市町村と連携した食農体験活動等への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○6月の「食育月間」において、県庁1階ロビーにて食育・地産地消に関するポスター、パネルの展示、リーフレット等の設置、配布等、県民への普及啓発を行った。 ○市町村と連携し、小学生、その保護者等を対象とする農業体験等の食農体験事業へ活動員を派遣。(13回) | 農政企画課 |
| | | (7) 人と環境に優しい持続可能な農業の取組への理解増進 | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ○環境保全型農業情報サイト「山形eco農家」ホームページでの情報発信。 ○環境保全型農業に関する消費者対象バスツアーの開催 ○環境保全型農業に関する優良事例の顕彰 ○地元食料品店における有機農産物等の販売促進フェアの開催 ○有機農業推進フォーラムの開催 | <ul style="list-style-type: none"> ○環境保全型農業情報サイト「山形eco農家」ホームページでの情報発信(1回/月更新) ○環境保全型農業に関する消費者対象バスツアーの開催(9月23日開催、参加者19名) ○地元食料品店における有機農産物等の販売促進フェアの開催(第1回:8月27日・28日開催(食品館256店舗前)、第2回:10月22日・23日・29日・30日開催(食品館256店舗前)) | 農業技術環境課 |
| | | (8) 障がい者の支援につながる製品購入の普及 | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ○コンビニ等における障がい者が生産した製品の販売イベントの開催 | <ul style="list-style-type: none"> ○県民ホールイベント広場(7月16日・17日、11月5日・6日)、コンビニ等(9月23日、10月7日・14日、11月20日)において、障がい者が生産した製品の販売イベントを開催した。 | 障がい福祉課 |

第4次山形県消費者基本計画進捗状況一覧

| 施策の柱 | 基本的方向 | 個別施策 | 指標 | 目標 | 令和4年度の取組 | 令和4年度の取組状況(12月末現在) | 担当課 |
|--------------------|-------------------|---------------------------------|------------------|-----|---|---|------------|
| | | | | 4年度 | | | |
| Ⅲ 消費生活の安全・安心の確保 | 1 消費者への情報提供の充実 | (1) 消費者事故情報の収集及び情報周知の充実 | ①消費者事故情報の報告手順の周知 | 2回 | ○消費者行政連絡協議会での各課への説明及び関係各課へのメール周知により2回実施する。 | ○消費者事故に関する情報提供について、山形県消費者行政連絡会議(令和4年7月29日開催)において説明した。 ○関係各課へのメール周知は、令和5年3月中に実施予定。 | 消費生活・地域安全課 |
| | | (2) 消費者団体訴訟制度の周知 | - | - | ○適格消費者団体における制度の周知を行い、消費者被害の未然防止・拡大防止を推進する。 | ○県が主催する研修会においてパンフレットを設置し、制度の周知を図った。 | |
| | | (3) 生活関連物資に関する情報収集等 | - | - | ○消費生活に大きな影響を与える石油製品等の価格動向等について情報収集を図り、必要に応じて関係各課による価格高騰対策のための庁内会議等を開催する。 | ○消費生活に大きな影響を与える石油製品等の価格動向等について情報収集した。 | |
| | | (4) 各種媒体を活用した消費者への情報発信の強化 | - | - | ○消費生活に関する情報について、ホームページやSNS等の各種広報媒体を活用し、県民に対して分かりやすく正確な情報発信を行う。 | ○消費生活センターニュース等を活用し、県内で被害拡大が懸念される消費者トラブルについての情報発信を行った。 ○消費生活出前講座において受講者の特性に応じ、懸念される消費者トラブルを啓発している。 ○4月に公式SNSを4種類(ツイッター・フェイスブック・インスタグラム・ライン)開設し、延べ162回(各SNSで同様の内容の投稿含む)の投稿を行い、SNS利用者に対する効果的な情報周知を行った。 | |
| | | (5) 自然災害や感染症拡大時などに対応した消費者への情報発信 | - | - | ○ローリングストックについて、総合支庁が実施する交通安全教室や各種出前講座の際にチラシを配布する。 | ○交通安全教室等の際に防災ミニ出前講座を54件実施し、約3,200名にチラシを配布した。 | 防災危機管理課 |
| | | (6) 住宅に関する相談対応及び情報提供(再掲) | - | - | ○不確かな情報等による悪質商法や実態とあわない消費行動の発生を防止するため、各種SNSを活用し災害時における速やかな情報発信を行う。 | ○令和4年8月豪雨に際し、災害に便乗した悪質商法に関する注意喚起をSNSで発信した。 | 消費生活・地域安全課 |
| | | | | | ○山形県すまい情報センターにおいて住宅相談を行う。 ○また、同センターホームページに住まいに関する情報を掲載しいつでも閲覧できるようにする。 | ○山形県すまい情報センターにおいて住宅相談を実施中。 ○また、同センターホームページに住まいに関する情報を掲載し、周知を行っている。 | 建築住宅課 |

第4次山形県消費者基本計画進捗状況一覧

| 施策の柱 | 基本的方向 | 個別施策 | 指標 | 目標 | 令和4年度の取組 | 令和4年度の取組状況(12月末現在) | 担当課 |
|--------------------|-----------------|--------------------------------|----------------------------|------|---|---|---------|
| | | | | 4年度 | | | |
| Ⅲ 消費生活の安全・安心の確保 | 2 食の安全・安心の確保 | (1) 食の安全に関する意見交換の推進 | ①食の安全に関する意見交換会の開催回数 | 2回 | ○生産者、食品等事業者、消費者及び行政が食の安全に関する相互理解の促進を図るため、意見交換等の機会の場として山形県食の安全推進会議を開催する。 | ○開催回数 1回(書面開催) ※R5.1.25に第2回会議開催予定 生産者、食品等事業者、消費者及び行政が食の安全に関する相互理解の促進を図るため、意見交換等の機会の場として山形県食の安全推進会議を開催した。 | 食品安全衛生課 |
| | | (2) 適正な食品表示の確保 | ②食品適正表示推進者養成講習会受講者数 | 100人 | ○食品等事業者を対象に講習会を開催し、食品適正表示推進者の育成を支援する。 | ○公益社団法人山形県食品衛生協会と協力して、食品事業者を対象に適正な食品表示に精通した従業員(食品適正表示推進者)を養成する講習会を開催し、計115名が受講した。 【村山地区講習会】 ・日時:11月9日・場所:山形ビッグウイング ・受講者:75名 【庄内地区講習会】 ・日時:11月17日・場所:庄内町余目第四公民館 ・受講者:40名 | |
| | | (3) 食品等の監視指導の充実 | ③食品衛生監視指導計画に基づく監視実施率 | 100% | ○令和4年度食品衛生監視指導計画に基づき、効率的に監視指導を実施する。 | ○令和4年度食品衛生監視指導計画に基づき、計画の約97%の施設に監視指導を行った。引き続き、食品等事業者に対し監視指導を行う。 | |
| | | (4) 流通する食品の安全対策 | ④食品衛生監視指導計画に基づく検査の実施率 | 100% | ○令和4年度食品衛生監視指導計画に基づき、計画的に検査を実施する。 | ○新型コロナウイルス感染症への対応を優先したため、収去検査数は計画より減少しているが、着実に実施している。 | |
| | | (5) 農薬販売店に関する立入検査 | ⑤農薬取締法の違反率 | 2.7% | ○令和4年3月31日現在の県内農薬販売店は880店舗で、令和4年度は、320店舗に立入検査を行う。 | ○令和4年12月現在、330店舗に立入検査を実施した。農薬取締法違反による指導数は11件(届出事項の変更未届9件、販売帳簿不備2件)で違反率は3.3%。 | |
| | | (6) 食の安全・安心確保に関する出張セミナーの実施(再掲) | ⑥食の安全・安心確保に関する出張セミナーの開催回数 | 230回 | ○消費者や団体等が開催する食の安全・安心に関する研修会に職員を講師として派遣する出張セミナーを継続して実施する。 | ○出張セミナーのテーマ一覧表を作成し、県のホームページで公開。随時、申込みを受け、関係各課から職員を派遣し、県内各地で出前講座を実施している。 | |
| | | (7) 食品安全モニター及び適正表示ボランティアの養成 | ⑦食品安全モニターと適正表示ボランティアの合計登録数 | 50人 | ○食品安全モニターや適正表示ボランティアに対し適正表示の啓発するとともに、食品表示の適正化と食品表示に対する県民の知識の普及を図る。 | ○登録数は44名と目標値には届いていないが、スーパー等での食品表示のモニタリングを通して食品表示適正化を図っている。 ・モニター 20名 ・ボランティア 24名 | |
| | | (8) 水道の水質等に関する監視指導の徹底 | ⑧水道事業者立入検査実施率 | 100% | ○施設への立入検査率 100% 全90施設の内、90施設の立入検査を実施する。 | ○施設への立入検査率 100% 全90施設の内、90施設の立入検査を実施した。 | |
| | | (9) 食の安全ほっとインフォメーション事業の推進 | ⑨食の安全ほっとインフォメーション事業登録施設数 | — | ○市町村の協力を得ながら、スーパー等の店頭や公民館等の登録施設に食の安全に関する情報を掲示し、消費者に適時適切な情報を提供する。 | ○情報提供先として341施設を登録している。 ・協力店舗 300店舗(59事業所)・協力公所 1公所 ・各市町村食の安全・安心ネットワーク 40公所 | |

第4次山形県消費者基本計画進捗状況一覧

| 施策の柱 | 基本的方向 | 個別施策 | 指標 | 目標 | 令和4年度の取組 | 令和4年度の取組状況(12月末現在) | 担当課 |
|--------------------------|-----------------------|-----------------------------|---|---|---|---|------------|
| | | | | 4年度 | | | |
| Ⅲ 消費生活の安全・安心の確保 | 商品・サービスの安全・安心の確保 3 | (1) 安全三法に基づく販売事業者への指導の徹底 | - | - | ○安全三法に基づき、市町村が行う販売業者への立入検査等に対し、関係業務が円滑に遂行されるよう助言を行う。なお、主たる事務所及び店舗が複数の市町村にわたる場合は、県が立入検査等を行う。 | ○市町村に対し、国が開催するオンライン研修(製品事故情報等)について、周知を行った。 | 消費生活・地域安全課 |
| | | | | - | ○電気用品安全法に基づく電気用品の販売者に対する立入検査を実施する。 | ○電気用品安全法に基づき、県が立入検査計画を策定し、権限委譲を受けている町村が立入検査を実施している。 | 消防救急課 |
| | | (2) 危害を及ぼす恐れのある危険物、ガス等の安全確保 | - | - | ○消防法、高圧ガス保安法、液化石油ガス法、火薬類取締法、武器等製造法及び電気工業法に基づく事業者に対する許可及び立入検査等を実施する。 | ○高圧ガス保安法、液化石油ガス法、火薬類取締法及び電気工業法に基づき、各総合支庁防災安全室において事業者に対する許認可及び立入検査等を実施している。 | 消防救急課 |
| | | (3) 医薬品の安全性の確保 | ①医薬品医療機器等法に基づく基準適合率 | 100% | ○薬局及び医薬品販売施設の立入検査を実施し、基準適合率100%となるよう監視指導を行っていく。 | ○各総合支庁の薬事監視員が医薬品医療機器等法に基づき薬局及び医薬品販売施設の立入検査を行った。 令和4年度12月末における立入検査施設に対する基準適合率(改善指導を受け、適合となった件数を含む。)は95%であり、目標の100%を達成できるよう指導を行っていく。 | コロナ収束総合企画課 |
| | | (4) 医薬部外品・化粧品・家庭用品等の安全性の確保 | - | - | ○医薬部外品、化粧品に関する相談対応、情報提供及び指導助言を行っていく。 ○また、家庭用品の試買検査を行い、有害物質を含有する家庭用品の監視指導を行っていく。 | ○医薬品医療機器等法に基づき、医薬部外品、化粧品に関する相談対応、情報提供及び指導助言を実施している。 ○また、家庭用品(布おむつなど、乳幼児用繊維製品)の試買調査を実施した結果、不適合品はなかった。 | |
| | | (5) 生活衛生営業関係施設の監視指導の充実強化 | - | - | ○令和4年度生活衛生監視指導計画に基づき、効果的な監視指導を実施するとともに、営業者による自主管理を推進し、施設の衛生水準の維持向上を図る。 | ○令和4年度の生活衛生監視指導計画による監視目標を踏まえ、各保健所において策定した監視指導計画に従って効率的に監視指導を実施している。 | 食品安全衛生課 |
| (6) 住宅に関する相談対応及び情報提供(再掲) | - | - | ○山形県すまい情報センターにおいて住宅相談を行う。 ○また、同センターホームページに住まいに関する情報を掲載しいつでも閲覧できるようにする。 | ○山形県すまい情報センターにおいて住宅相談を実施中。 ○また、同センターホームページに住まいに関する情報を掲載し、周知を行っている。 | 建築住宅課 | | |